

市第21号議案

横浜市山下心頭再開発事業

審査委員会条例の制定

1 趣旨

山下ふ頭再開発に係る事業提案の募集及び選定等の適正な実施を図るため、市長の附属機関として、横浜市山下ふ頭再開発事業審査委員会を設置します。

2 委員会の概要

(1) 所掌事務

- ・ 山下ふ頭再開発事業を行う事業者の選定に関すること
- ・ 山下ふ頭再開発事業を行う事業者と締結する山下ふ頭再開発事業に係る協定その他の契約に関すること
- ・ その他市長が必要と認める事項

(2) 委員構成

学識経験者等 9人以内

(都市計画、財務・資金計画、緑・環境、法務、賑わい・文化、景観・建築、
経済・イノベーション、港湾・ウォーターフロント、地域まちづくりの9分野を想定)

(3) 施行日

条例公布の日

今後のスケジュール（予定）

令和8年
9月

令和8年度末

令和9年末

2030年代
前半

